

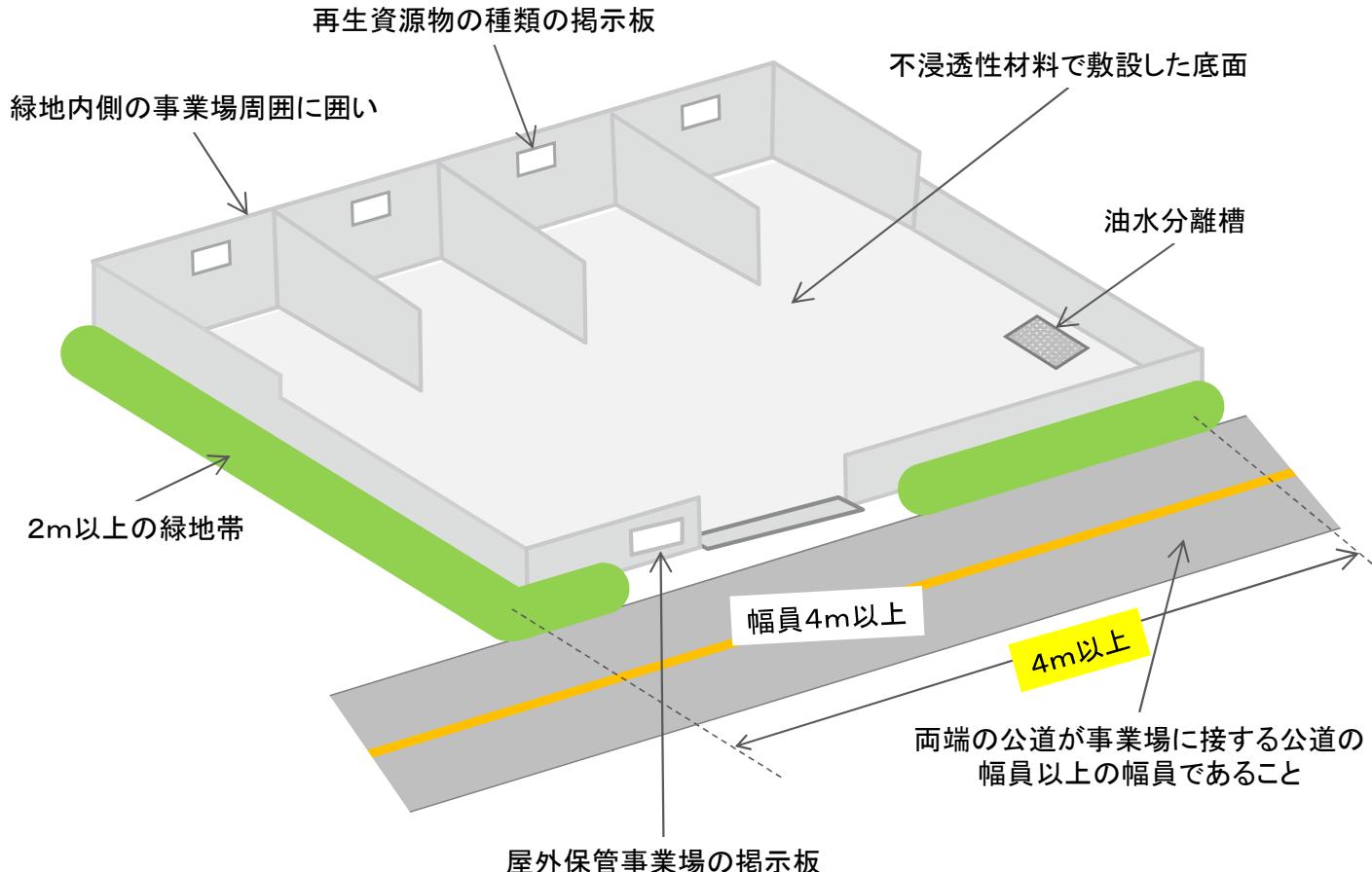
# さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の概要

## 条例及び施行規則の規制内容

許可対象	再生資源物の屋外保管を行う事業場の設置 (事業場の敷地面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの)				
再生資源物の種類	木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、 その他これらに類する材質を原材料とするもの				
許可制	有効期間 5年間 更新制				
事前協議手続	①関連法令等に関して各所管課等と協議 ②300メートル以内の周辺住民等へ説明会の開催				
	立地基準	①住宅等から事業場敷地境界までの距離が100m以上あること(※) ②事業場の敷地が幅員4m以上の公道に接していること(※) ③事業場の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないこと(※)			
	構造基準	①敷地境界と囲いとの間に2m以上の緑地帯の設置(※) ②事業場の敷地の境界の内側に囲いの設置(※) ③囲い内側の底面を不浸透性の材料で敷設(※) ④排水処理設備の設置			
許可基準  (※)新規事業場のみ適用	保管基準	①保管の区画に囲いの設置 ②掲示板の設置 ③再生資源物の崩落、飛散防止措置 ④騒音・振動・悪臭・汚水による生活環境の保全措置 (騒音・振動については規制基準値を規則で規定) ⑤火災の発生若しくは延焼防止措置 ⑥ねずみの生息、蚊、ハエ等の害虫発生に対する予防措置			
	その他	①苦情等に関する相談窓口設置 ②欠格要件に該当しないこと ③事前協議が終了していること(※)			
帳簿の備え	5年間の保存義務				
報告の徴収	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象				
立入検査	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象				
勧告命令	許可の有無に係わらず実施				
罰則	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を上限として設定				
既存屋外保管事業者に対する主な規制内容	①届出によるみなし許可(5年更新)【届出期限:令和6年7月31日】 ②保管基準及び一部構造基準の適用 ③苦情等に関する相談窓口設置 ④周辺住民等から求めがあった場合は説明実施				
施行日	令和6年2月1日				

## さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の概要

## 屋外保管事業場の構造

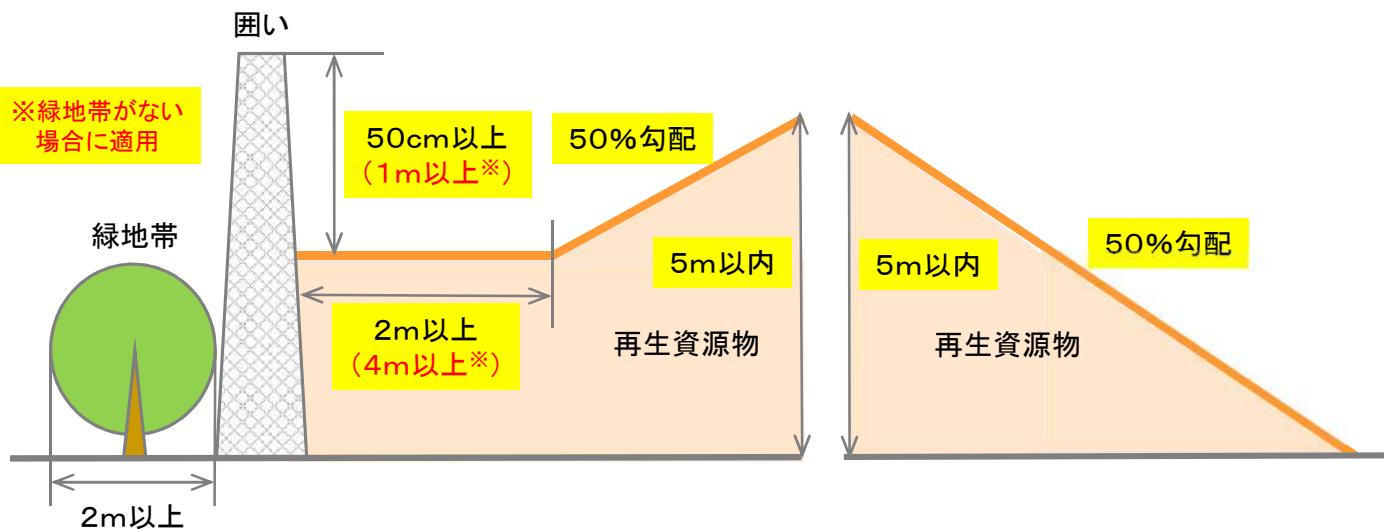


- 屋外保管事業場である旨の掲示板と再生資源物の種類を表示した掲示板を設置すること。
    - ・縦と横それぞれ60cm以上であること。
    - ・事業場の掲示板には事業者の名称等のほか、相談窓口の名称と連絡先を記載すること。

## 再生資源物の保管の方法①

再生資源物が団いに接する場合

#### 再生資源物が団いに接しない場合



- 再生資源物が囲いにかかる場合は、囲いが荷重に対して構造体力上安全であること。

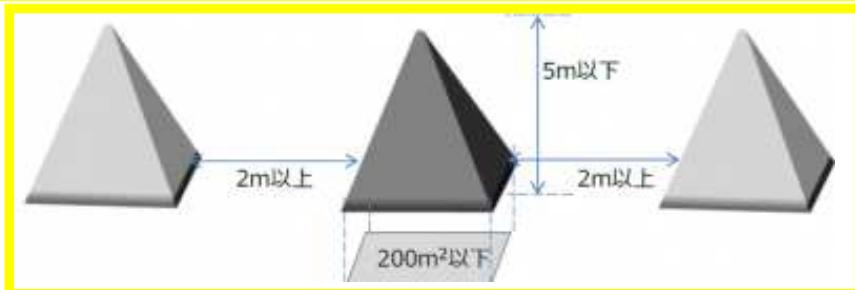
※黄色い部分は施行規則により規定する内容

# さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則の概要

## 再生資源物の保管の方法②

### ○ 事業場内部での火災の発生や延焼、事業場外部への延焼を防止すること。

- ・再生資源物以外のものと区分して保管すること。
- ・電池等火災の発生源となるものが含まれる場合は、可能な範囲で回収し処理すること。
- ・保管場所の面積は200m<sup>2</sup>以下とすること。
- ・隣接する保管場所の間隔は2m以上とすること（延焼防止の仕切りがある場合は除く）。



### ○ 騒音又は振動が発生する場合は、敷地境界において規則別表で定める基準を超えないこと。

別表1 騒音に関する規制基準

昼間	朝と夕	夜間
50～70	45～65	45～60

※単位：デシベル

別表2 振動に関する規制基準

昼間	夜間
60～65	55～60

※単位：デシベル

※用途地域の区分ごとに基準値は4つに分かれます。

## 勧告・命令・許可取消・罰則

### 勧告

- 許可基準に適合しない場合等は、必要な措置を講じるよう期限を定めて勧告

### 命令

- 勧告に係る措置を取らなかった場合は、期限を定めた措置命令  
又は全部若しくは一部の使用停止命令
- 許可基準に適合せず、市民生活の安全や生活環境の保全上支障がある場合は、  
支障を除去するための措置命令
- 事故発生時に支障の除去を講じない場合は、支障を除去するための措置命令

### 許可取消

- 命令に従わない場合は公表及び許可取消（許可事業者の場合）

### 罰則

- 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（無許可、命令違反等）
- 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（立地基準・構造基準・保管基準違反）
- 30万円以下の罰金（無届出、報告徴収未報告、立入検査拒否等）
- 両罰規定（行為者の他法人も罰金刑）

※黄色い部分は施行規則により規定する内容